

一般社団法人日本ボッチャ協会 倫理規程

(目 的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本協会の社会的使命と役割を自覚し、この規程理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程の適用範囲は、本協会に登録している者（以下「登録会員」という。）並びに本協会の社員、役員、専門局部長及び部員、並びに、委員長及び委員（以下「役職員」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。
- (1) 本協会に登録している者とは定款第42条に規定する本会員及び賛助会員をいう（ただし、ファン会員は除く。）
 - (2) 社員とは定款第5条に規定する者をいう
 - (3) 役員とは定款第22条に規定する理事及び監事をいう
 - (4) 専門局部長及び部員とは定款第55条第2項に規定する専門局に設置された運営部に所属する者をいう
 - (5) 委員長及び委員とは定款55条第3項に規定に基づき設置された委員会に属する者をいう

(組織の使命及び社会的責任)

- 第3条 役職員は、定款第3条に規定する設置目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

- 第4条 役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

- 第5条 役職員及び登録会員は、関係法令及び本協会の定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう適正に行動しなければならない。

(遵守事項)

- 第6条 役職員及び登録会員は暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行っては

ならない。

- 2 役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員ならびに登録会員は、その他、別に定める「懲戒規程」にある違反行為をしてはならない

(違反による処分等)

第7条 代表理事は、役職員及び登録会員に第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、本協会「懲戒規程」に基づき、相当の処分をするものとする。

(業務改善の求め)

第8条 代表理事は、加盟登録団体及びその他の団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示し、その他本協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 役職員は、事業活動に関する公正性、透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料を整理し、必要に応じいつでも開示できるようにし、補助金等交付団体、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 12 条 役職員は、事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

附則

1. 本規程は、平成 28 年 1 月 10 日から施行する。
2. 本規定を一部改訂し、令和 7 年 7 月 30 日より施行する。